

安全で安心な地域社会づくりに…

消火器読本 2016

業務用消火器の点検・整備を万全に！

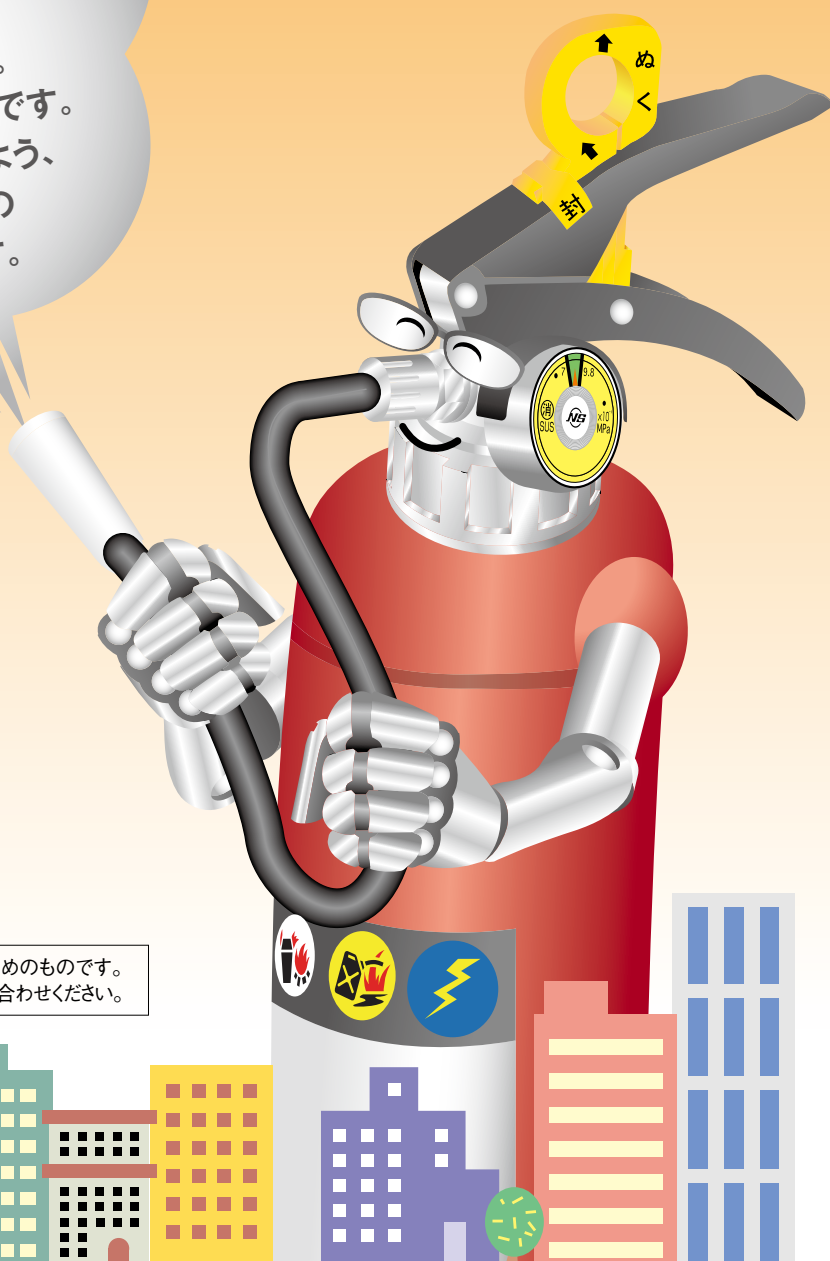
**消火器は
初期消火を行う器具です。**

どんな大きな火災でも、
最初は消せる小さな火。
火災は初期消火がポイントです。
いざというときに使えるよう、
日ごろからの消火器の
点検・整備が大切です。

【目次】

消火器の種類について……………	2
消火器の設置義務がある建物……………	3
万一に備えて、点検は怠りなく……………	4
点検・整備（蓄圧式消火器編）……………	6
点検・整備（加圧式消火器編）……………	8
耐圧性能点検が義務化されています……………	10
特性を活かした併用設置が効果的……………	12
消火器にも使用期限があります……………	13
消火器の回収はお近くの販売店へ……………	14
廃棄した消火器は再資源化されています……………	15
日本消火器工業会 会員会社……………	裏表紙

本誌は、業務用消火器の点検・整備を行われる方の参考にしていただくためのものです。
消火器には多くの器種がございます。詳細につきましては、メーカーにお問い合わせください。



消火器

の種類について



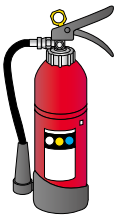
消火器の種類は、大きく分けて消火薬剤の種類と加圧源の方式とに分けられます。

加圧式は、本体容器内に消火薬剤を充てんし、放射圧力源のガスを充てんした容器が消火薬剤と同じ本体容器内に組みつけられています。蓄圧式は、本体容器内に消火薬剤とその消火薬剤を放射するための圧力源（CO₂又はN₂等）の気体を蓄圧します。そのため常時適正な圧力を維持しているか、確認できるように圧力計を設けています。

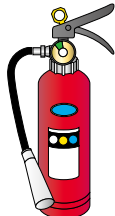
消火薬剤で分類すると粉末系消火薬剤、水・泡系消火薬剤、ガス系消火薬剤を充てんする消火器に分かれます。最初に粉末系消火薬剤は、粉末（ABC）、粉末（Na）、粉末（K）この三種類を充てんする消火器です。水・泡系消火薬剤は、水（浸潤剤等入）、強化液、中性強化液、機械泡（水成膜）、化学泡の5種類を充てんする消火器です。ガス系消火薬剤は、二酸化炭素、ハロン1301を充てんする消火器です。

消火器の例示

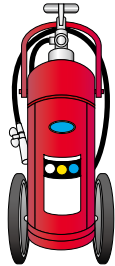
加圧式消火器
(粉末系)



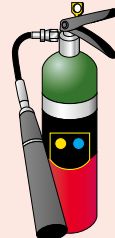
蓄圧式消火器
(粉末系、水・泡系)



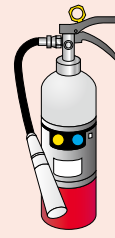
大型消火器
(粉末系、水・泡系)



二酸化炭素消火器

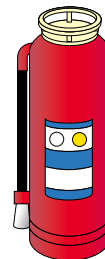


ハロン1301消火器

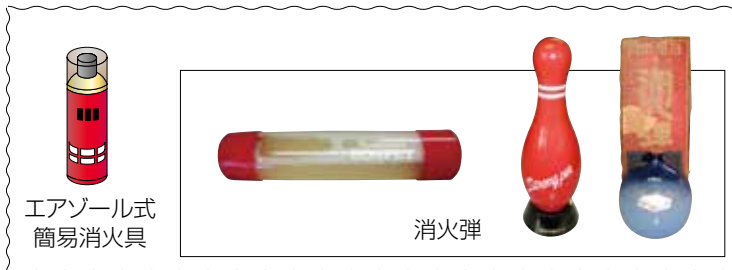


10年後の耐圧
試験対象外

化学泡消火器



据置式消火器
(水系)



エアゾール式
簡易消火具

消火弾

枠内は消火器ではありません。



CB消火器
(一塩化一臭化メタン消火器)

四塩化炭素消火器

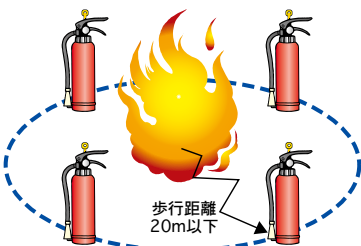
参考：リサイクル対象から外れるもの

設置は、良い環境で適正に

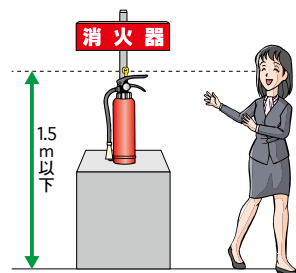
消火器を設置する際、高温や多湿、外気にさらされやすいなど、置かれる場所の環境や条件によっては、消火器の寿命を縮める場合があります。いつでも正常に使えるよう、設置上の注意に従って適正な配置を行ってください。

設置上の注意

- ① 通行又は避難に支障がなく、必要時にすぐに持ち出せる場所に設置すること。
- ② 消火器は各防火対象物・部分から歩行距離20m以下（大型消火器は30m以下）になるように設置し、各階ごとに設置すること。



- ③ 床面からの高さ1.5m以下に設置し、「消火器」の標識を見やすい位置に付けること。



- ④ 地震や振動で消火器が転倒、落下しないように設置すること。

- ⑤ 高温多湿の場所は避け、消火薬剤が凍結、変質又は、噴出するおそれの少ないところに設置すること。

- 消火器に表示されている「使用温度範囲」内の場所に設置する。
- 高温や湿気の多い場所、日光・潮風・雨・風雪等に直接さらされる場所、腐食ガスの発生する場所（化学工場、温泉地帯等）に設置する場合は、格納箱に収納するなどの防護を行う。
- 厨房室での床面、作業場の地面等への直置きは避け、壁掛け又は設置台、格納箱に設置する。
- ⑥ 6ヶ月に1回以上は外形を点検する。

消火器

の設置義務がある建物



消火器の設置を義務付けられている建物については、消防関係法令で細かく定められています。また、自力避難が困難な高齢者や障害者の入所する福祉施設に対し、延面積に関係なく、消火器・自動火災報知設備・消防機関へ通報する火災報知設備の設置が義務付けられています。

●消火器の設置対象物

(平成27年12月現在)

延面積に関係なく設置しなければならない建物	(一)	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場	
		イ キャバレー、カフェ、ナイトクラブその他これらに類するもの	
		ロ 遊技場又はダンスホール	
	(二)	ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する風俗関連特殊営業を営む店舗(二並びに(一)項イ、(四)項、(五)項イ及び(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。)その他これに類するものとして総務省令で定めるもの	
		ニ カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設を含む。)において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの	
		ロ 次に掲げる防火対象物	
	(六)	(1)老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム(介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第1項に規定する要介護状態区分が「避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者(以下「避難が困難な要介護者」という。)を主として入居させるものに限る。)、有料老人ホーム(避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。)、介護老人保健施設、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。)、同条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの	
		(2)救護施設	
		(3)乳児院	
		(4)障害児入所施設	
		(5)障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児であって、同条第4項に規定する障害支援区分が「避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者(以下「避難が困難な障害者等」という。)を主として入所させるものに限る。))又は同法第5条第8項に規定する短期入所若しくは同条第15項に規定する共同生活援助を行う施設(避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハ(5)において「短期入所等施設」という。)	
	(十六の二)	地下街	
	(十六の三)	建築物の地階((十六の二)項に掲げるものの各階を除く。)で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの((一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分に存するものに限る。)	
	(十七)	文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和8年法律第43号)の規定によって重要美術品として認定された建築物	
		イ 次に掲げる防火対象物(※平成28年4月1日施行)	
	(六)	(1) 次のいずれにも該当する病院(火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものを除く。) (イ) 診療科名中に特定診療科名(内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。)(2(1)において同じ。))を有すること。 (ii) 医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床又は同項第5号に規定する一般病床を有すること。 (2) 次のいずれにも該当する診療所 (i) 診療科名中に特定診療科名を有すること。 (ii) 4人以上の患者を入院させるための施設を有すること。 (3) 病院((1)に掲げるものを除く。)、患者を入院させるための施設を有する診療所((2)に掲げるものを除く。))又は入所施設を有する助産所	
	延面積150㎡以上の建物	(一)	ロ 公会堂又は集会場
(三)		イ 符合、料理店その他これらに類するもの	
		ロ 飲食店	
(四)		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場	
(五)		イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの	
		ロ 寄宿舎、下宿又は共同住宅	
		イ (4) 患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所(※平成28年4月1日施行)	
		ハ 次に掲げる防火対象物	
(六)		(1)老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。)、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。)、老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(ロ(1)に掲げるものを除く。))その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの	
		(2)更生施設	
		(3)助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第7項に規定する一時預かり事業又は同条第9項に規定する家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの	
		(4)児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設又は児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う施設(児童発達支援センターを除く。)	
		(5)身体障害者福祉センター、障害者支援施設(ロ(5)に掲げるものを除く。)、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援、同条第14項に規定する就労継続支援若しくは同条第15項に規定する共同生活援助を行う施設(短期入所等施設を除く。)	
		ニ 幼稚園又は特別支援学校	
(九)		イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場、その他これらに類するもの	
	ロ イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場		
(十二)	イ 工場又は作業場		
	ロ 映画スタジオ又はテレビスタジオ		
(十三)	イ 自動車車庫又は駐車場		
	ロ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫		
(十四)	倉庫		
延面積300㎡以上の建物	(七)	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの	
	(八)	図書館、博物館、美術館、その他これらに類するもの	
	(十)	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場(旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限る。)	
	(十一)	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	
	(十五)	前各項に該当しない事業場	

一定数量以上の危険物、指定可燃物を貯蔵し取り扱つもの及び地階、無窓階又は三階以上の階で床面積が50㎡以上のものについては、左欄の規定に関わらず設置が必要である。

(注) 消火器の設置本数については、建物の面積、構造、危険物、指定可燃物の数量等によって算出されます。また、火災予防条例にも定められておりますので、最寄の消防署でご相談ください。

※(六)イは平成28年3月31日まではいずれも延面積150㎡以上の建物が対象です。

万一

に備えて、点検は怠りなく



消防法で消火器の設置が義務付けられている防火対象物では、「消火器の点検と報告」が義務付けられています。消防用設備等は、日常使用されず、火災が発生した際に初めて使用されるものであり、かつ、いつ火災が発生してもその機能を十分に発揮できるものでなければなりません。

点検・報告の概要

① 点検及び報告の義務 (消防法第17条の3の3)

防火対象物の関係者は、その防火対象物に設置されている消火器具について、総務省令で定めるところにより、定期的に、防火対象物のうち政令で定めるもの(施行令第36条)にあつては乙種第6類の消防設備士又は第1種消防設備点検資格者に点検させ、その他のものにあつては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。

② 点検の内容と期間 (平成16年消防庁告示第9号)

消防法第17条の3の3の規定による消火器の点検は、機器点検により、6か月に1回以上行うものとする。機器点検の項目内容は下記のようになっている。

- 機器点検
- 設置状況 ●外形の点検
 - 内部及び機能の点検

③ 防火対象物の点検の範囲 (施行令第36条第2項)

法定資格者が点検をしなければならない防火対象物は右表に掲げる防火対象物とする。

④ 点検結果の記録及び報告期間 (施行規則第31条の6)

防火対象物の関係者は、点検を行った結果を維持台帳に記録するとともに、右表の区分に従い、期間ごとに消防長又は消防署長に報告しなければならない。

⑤ 罰則 (消防法第44条)

消防法第8条の2の2第1項又は第17条の3の3の規定による点検報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、30万円以下の罰金又は拘留に処する。

消火器具点検票

消火器具点検票は、(一財)日本消防設備安全センターのホームページに記載されています。

<http://www.fesc.or.jp/>

別記様式第1

(その1)

消火器具点検票									
名称					防火管理者				
所在					立会者				
点検種別	機器点検	点検年月日	年 月 日 ~ 年 月 日						
点検者	資格番号	点検者		社名	TEL				
	氏名	所属会社		住所					
点検項目	点検結果				判定	不良内容	措置内容		
	消火器の種別								
		A	B	C	D	E	F		
機器点検									
設置場所									
設置間隔									
状況	適応性								
表示・標識									
消火器の外形	本体容器								
	安全栓の封								
	安全栓								
	使用済みの表示装置								
	押し金具・レバー等								
	キャップ								
	ホース								
	ノズル・ホーン・ノズル								
	指示圧力計								
	圧力調整器								
安全弁									
保持装置									
車輪(車載式)									
ガス導入管(車載式)									

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 消火器の種別欄は、該当するものについて記入すること。Aは粉末消火器、Bは泡消火器、Cは強化液消火器、Dは二酸化炭素消火器、Eはハロゲン化物消火器、Fは水消火器をいう。
 3 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は不良個数を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
 4 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
 5 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

別記様式第1

消火器具 (その2)

消火器の内部等・機能	本体内容等	液面表示																		
		性	状	消火剤	消火剤量	加圧用ガス容器	カッター・押し金具	ホース	開閉式ノズル・切替式ノズル	指示圧力計	使用済みの表示装置	圧力調整器	安全弁・減圧孔(排圧栓を含む。)	粉上り防止用封板	パッキン	サイホン管・ガス導入管	ろ過網	放射能力		
消火器の耐圧性能	簡易消具	外形	水量																	
備考	機器名	型式	校正年月日	製造者名	機器名	型式	校正年月日	製造者名												
測定機器																				
	器種名	設置数	点検数	合格数	要修理数	廃棄数														

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 消火器の種別欄は、該当するものについて記入すること。Aは粉末消火器、Bは泡消火器、Cは強化液消火器、Dは二酸化炭素消火器、Eはハロゲン化物消火器、Fは水消火器をいう。
 3 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は不良個数を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
 4 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
 5 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

●法定資格者が点検をしなければならない防火対象物

(平成27年12月現在)

防火対象物の別			点検の対象	点検報告期間					
			施行令第36条第2項	規則第31条の6					
(1)	イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場	1,000㎡以上 又は特定1階段のもの	1年に1回					
	ロ	公会堂又は集会場							
(2)	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの							
	ロ	遊技場又はダンスホール							
	ハ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗(二並びに(1)項イ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。)その他これに類するものとして総務省令で定めるもの							
(3)	イ	カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設を含む。)において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの							
	ニ	待合、料理店その他これらに類するもの							
(4)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場	※1,000㎡以上			3年に1回				
(5)	イ					旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの			
	ロ	寄宿舎、下宿又は共同住宅							
(6)	イ	次に掲げる防火対象物(平成28年4月1日施行) (1) 次のいずれにも該当する病院(火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものを除く。) (イ) 診療科名中に特定診療科名(内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。)(2イ)において同じ。)を有すること。 (ii) 医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床又は同項第5号に規定する一般病床を有すること。 (2) 次のいずれにも該当する診療所 (i) 診療科名中に特定診療科名を有すること。 (ii) 4人以上の患者を入院させるための施設を有すること。 (3) 病院(1)に掲げるものを除く。、患者を入院させるための施設を有する診療所(2)に掲げるものを除く。)又は入所施設を有する助産所 (4) 患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所			1,000㎡以上 又は特定1階段のもの	1年に1回			
	ロ	次に掲げる防火対象物 (1) 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム(介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第1項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者(以下「避難が困難な要介護者」という。))を主として入居させるものに限る。)、有料老人ホーム(避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。)、介護老人保健施設、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。)、同条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (2) 救護施設 (3) 乳児院 (4) 障害児入所施設 (5) 障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児であつて、同条第4項に規定する障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者(以下「避難が困難な障害者等」という。))を主として入所させるものに限る。又は同法第5条第8項に規定する短期入所若しくは同条第15項に規定する共同生活援助を行う施設(避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハ(5)において「短期入所等施設」という。)							
	ハ	次に掲げる防火対象物 (1) 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。)、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。)、老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(ロ(1)に掲げるものを除く。)その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (2) 更生施設 (3) 助産施設、保育所、幼保連携認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第7項に規定する一時預かり事業又は同条第9項に規定する家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (4) 児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設又は児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う施設(児童発達支援センターを除く。) (5) 身体障害者福祉センター、障害者支援施設(ロ(5)に掲げるものを除く。)、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援、同条第14項に規定する就労継続支援若しくは同条第15項に規定する共同生活援助を行う施設(短期入所等施設を除く。)							
	ニ	幼稚園又は特別支援学校							
	(7)	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの					※1,000㎡以上	3年に1回	
	(8)	図書館、博物館、美術館、その他これらに類するもの							
	(9)	イ					公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場、その他これらに類するもの	1,000㎡以上又は特定1階段のもの	1年に1回
		ロ					イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場		
	(10)	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場(旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。)	※1,000㎡以上	3年に1回					
	(11)	神社、寺院、教会その他これらに類するもの							
(12)	イ	工場又は作業場							
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ							
(13)	イ	自動車庫又は駐車場							
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫							
(14)	倉庫	1,000㎡以上			1年に1回				
(15)	前各項に該当しない事業場								
(16)	イ					複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの			
	ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物							
(16)2)	地下街	※1,000㎡以上	3年に1回						
(16)3)	建築物の地階((16)2)項に掲げるものの各階を除く。)で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの((1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)	1,000㎡以上	1年に1回						
(17)	文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和8年法律第43号)の規定によって重要美術品として認定された建造物	※1,000㎡以上	3年に1回						
(18)	延長50メートル以上のアーケード								

※ 消防長又は消防署長が火災予防上必要があると認めて指定するもの。

点検・整備

蓄圧式消火器編(住宅用消火器も含む)

消火器は、いざというときに不具合等で使えなければ意味がありません。下記の項目にそってチェックしましょう。

1 本体容器

A 点検方法

目視によって確認する。

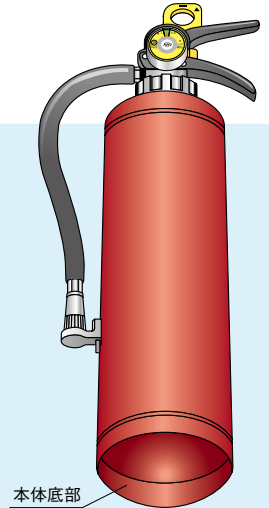
B 判定方法

消火薬剤の漏れ・変形・損傷・著しい腐食などがないこと。

※溶接部が損傷しているもの、又は著しい変形があるもので機能上支障のおそれのあるもの、著しく腐食してサビが剥離するようなものは廃棄すること。

◆チェックのポイント

- ①サビが層状に剥離するように腐食しているものは、速やかに廃棄処分してください。
- ②孔食の発見は困難でも事故の原因になりやすいので入念にチェックしてください。また、あばた状の孔食を起こしているものは、速やかに廃棄処分してください。
- ③口金部（キャップ）の変形・ネジ山のつぶれなど、機能上支障をきたすおそれのあるものは廃棄処分してください。



2 安全栓の封

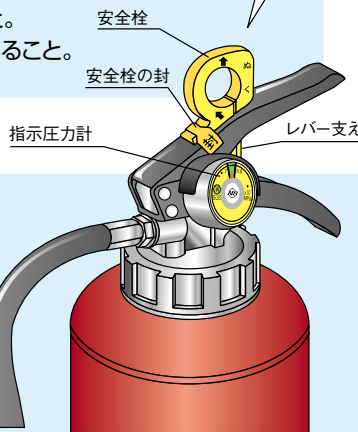
A 点検方法

目視によって確認する。

B 判定方法

- a 損傷又は脱落がないこと。
- b 確実に取り付けられていること。

◎安全栓の点検時には、上レバーに力がかからないように注意してください。



3 安全栓

A 点検方法

目視によって確認する。

B 判定方法

- a 安全栓が外れていないこと。
- b 操作に支障がある変形や損傷がないこと。
- c 確実に装着されていること。

◆チェックのポイント(安全栓の封・安全栓)

- ①安全栓がレバー支えを立てた状態で確実にセットされているかをチェックしてください。
- ②点検で異常が認められたときは、消火器の内部及び機能の点検を行い、特に安全栓の「セットと解除」がスムーズにできるかを数回繰り返してテストしてください。
- ③不良部品を発見したときは、速やかに部品を交換してください。
- ④封印シール、封ロック等は、破れ、剥離又ははずれたものはすでに使用されたおそれがあります。専門業者の点検が必要です。

4 押し金具及びレバーなどの操作装置

A 点検方法

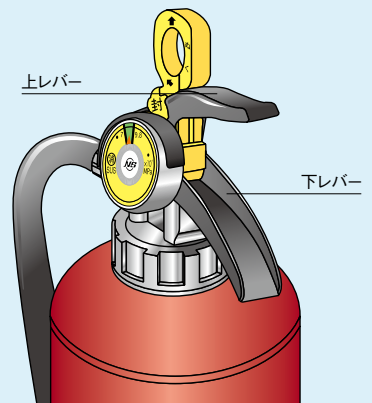
目視によって確認する。

B 判定方法

変形や損傷などがなく、確実にセットされていること。

◆チェックのポイント

上下のレバーの内側部分にサビ、腐食及び変形などがなければ入念にチェックしてください。



ここでは手提げ式消火器の一例をご紹介します。

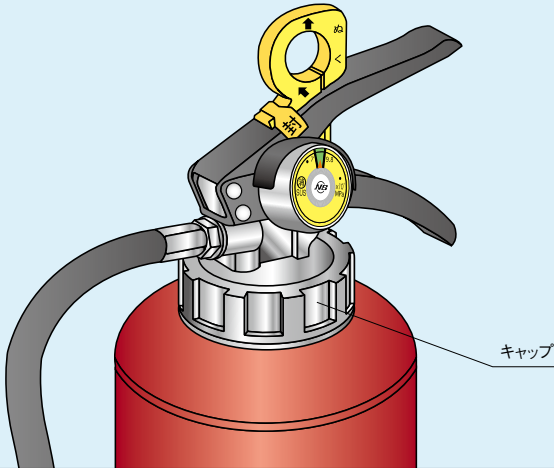
消火器の器種により構造が異なりますので、詳細はメーカーにお問い合わせください。点検で異常が認められたときは、消火器の内部及び機能の点検を行い、不良のときは速やかに部品を交換してください。

5 キャップ

- A 点検方法** 目視及び手で締め付けて確認する。
B 判定方法 a 強度上支障のある変形や損傷などがないこと。
b 容器に緊結されていること。

◆チェックのポイント

- ① 損傷・腐食・ひびなどがないかをチェックしてください。
- ② 確実に容器に緊結されているかをチェックしてください。



※ネジ山のずれ・ゆるみなどは特に入念にチェックしてください。

7 ノズル、ホーン及びノズル栓

- A 点検方法** 目視及び手で締め付けて確認する。
B 判定方法 a 変形・損傷・老朽化などがなく、内部に詰まりがないこと。
b ホースに緊結されていること。
c ノズル栓が外れていないこと。
d ホーン握り（二酸化炭素消火器に限る。）が脱落していないこと。

(bとcの項目は、住宅用消火器にあってはホース又はノズル栓のないもの、若しくはその両方がない場合に適用しない項目があります。)

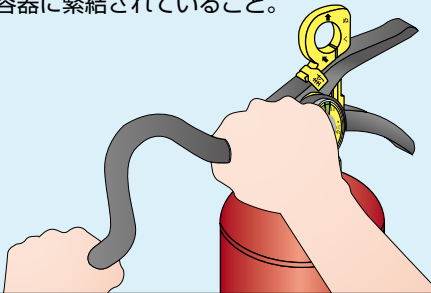
- ※1 異物による詰まりは清掃すること。
- ※2 消火薬剤の漏れや固化による詰まりのあるものは、消火薬剤量を点検すること。
- ※3 ノズル栓の外れているものは取り付け直すこと。

◆チェックのポイント

ノズルとホーンの間には封板のあるものは、封板の破れや締め付け部のゆるみがないかをチェックしてください。

6 ホース

- A 点検方法** 目視及び手で締め付けて確認すること。
B 判定方法 a 変形・損傷・老朽化などがなく、内部に詰まりがないこと。
b 容器に緊結されていること。



- ※1 消火薬剤の漏れや固化による詰まりのあるものは内部点検を行い、消火薬剤量を点検すること。
- ※2 ホース取付ネジのゆるみは、締め直すこと。

◆チェックのポイント

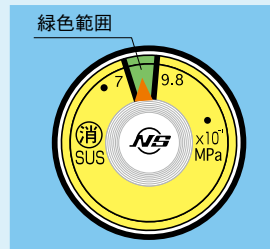
- ① 特にホース内部（ブレード）に達するキズやひび割れがないか、また、ゴム質が著しく変化していないかをチェックしてください。
- ② 変形やつぶれなどで復元力がなくなっていないかをチェックしてください。
(①及び②は、住宅用消火器の場合、ホースがあるものに適用します。)

8 指示圧力計

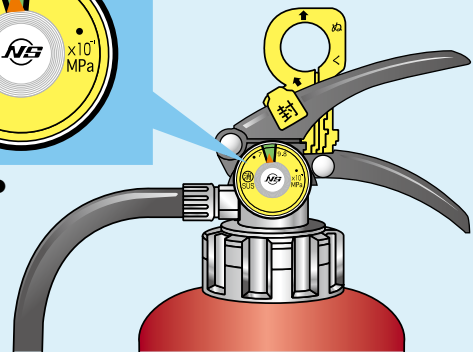
- A 点検方法** 目視によって確認する。
B 判定方法 a 変形・損傷などがないこと。
b 指示圧力値が緑色範囲にあること。

- ※1 指針が緑色範囲の下限より下がっているものは、消火薬剤量を点検すること。
- ※2 指示圧力値が緑色範囲外の場合は、指示圧力計の作動を点検すること。

蓄圧式消火器の指示圧力計



●指示圧力計●



◆チェックのポイント

内部に消火薬剤が漏れていないかをチェックしてください。



消火器は、いざというときに不具合等で使えなければ意味がありません。下記の項目にそってチェックしましょう。

1 本体容器

A 点検方法

目視によって確認する。

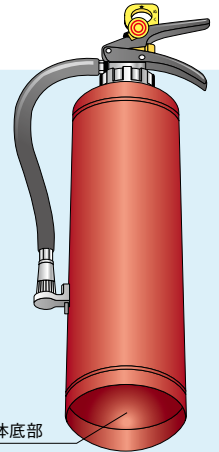
B 判定方法

消火薬剤の漏れ・変形・損傷・著しい腐食などがないこと。

※溶接部が損傷しているもの、又は著しい変形があるもので機能上支障のおそれのあるもの、著しく腐食してサビが剥離するようなものは廃棄すること。

◆**チェックのポイント**

- ①サビが層状に剥離するように腐食しているものは、速やかに廃棄処分してください。
- ②孔食の発見は困難でも事故の原因になりやすいので入念にチェックしてください。また、あばた状の孔食を起こしているものは、速やかに廃棄処分してください。
- ③口金部（キャップ）の変形・ネジ山のつぶれなど、機能上支障をきたすおそれのあるものは廃棄処分してください。



2 安全栓の封

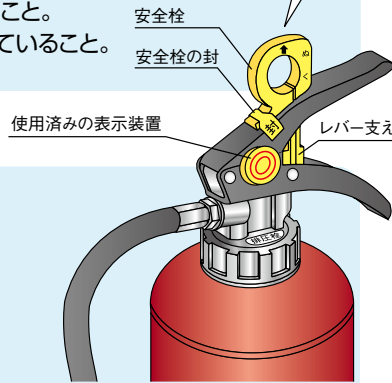
A 点検方法

目視によって確認する。

B 判定方法

- a 損傷又は脱落がないこと。
- b 確実に取り付けられていること。

◎安全栓の点検時には、上レバーに力がかけられないように注意してください。



3 安全栓

A 点検方法

目視によって確認する。

B 判定方法

- a 安全栓が外れていないこと。
- b 操作に支障がある変形や損傷がないこと。
- c 確実に装着されていること。

◆**チェックのポイント(安全栓の封・安全栓)**

- ①安全栓がレバー支えを立てた状態で確実にセットされているかをチェックしてください。
- ②点検で異常が認められたときは、消火器の内部及び機能の点検を行い、特に安全栓の「セットと解除」がスムーズにできるかを数回繰り返してテストしてください。
- ③不良部品を発見したときは、速やかに部品を交換してください。

4 使用済みの表示装置

A 点検方法

目視によって確認する。

B 判定方法

変形・損傷・脱落がなく、作動していないこと。

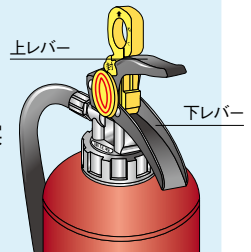
5 押し金具及びレバーなどの操作装置

A 点検方法

目視によって確認する。

B 判定方法

変形や損傷などがなく、確実にセットされていること。



◆**チェックのポイント**

- ①上下のレバーの内側部分にサビ、腐食及び変形などがないかを入念にチェックしてください。
- ②消火器内部及び機能の点検をするときは、必ず加圧用ガス容器を取り外してください。（加圧用ガス容器をつけたまま作業をすると、事故につながるおそれがありますから十分注意してください。）

ここでは手提げ式消火器の一例をご紹介します。

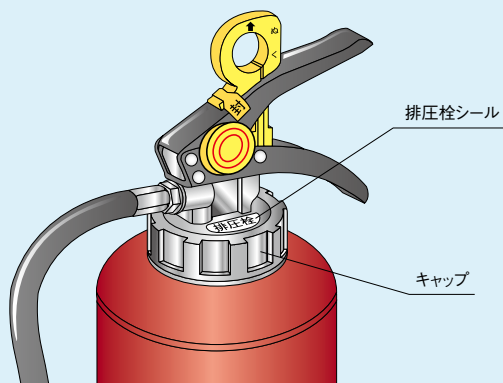
消火器の器種により構造が異なりますので、詳細はメーカーにお問い合わせください。点検で異常が認められたときは、消火器の内部及び機能の点検を行い、不良のときは速やかに部品を交換してください。

6 キャップ

- A 点検方法** 目視及び手で締め付けて確認する。
B 判定方法 a 強度上支障のある変形や損傷などがないこと。
 b 容器に緊結されていること。

◆チェックのポイント

- ① 損傷・腐食・ひびなどがないかをチェックしてください。
- ② 確実に容器に緊結されているかをチェックしてください。
- ③ 排圧栓が付いているものは、シールが破れたり、外れていないかをチェックしてください。シールの外れているものは、排圧栓にゆるみがないかをチェックしてください。



※ネジ山のずれ・ゆるみなどは特に入念にチェックしてください。

8 ノズル、ホーン及びノズル栓

- A 点検方法** 目視及び手で締め付けて確認する。
B 判定方法 a 変形・損傷・老朽化などがなく、内部に詰まりがないこと。
 b ホースに緊結されていること。
 c ノズル栓が外れていないこと。

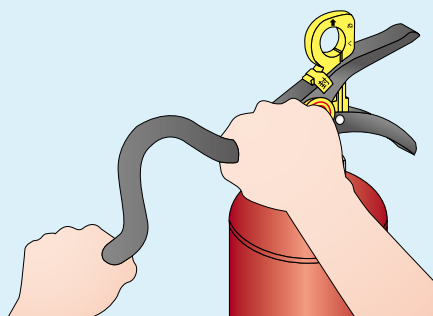
※1 異物による詰まりは清掃すること。
 ※2 消火薬剤の漏れや固化による詰まりのあるものは、消火薬剤量を点検すること。
 ※3 ノズル栓の外れているものは取り付け直すこと。

◆チェックのポイント

ノズルとホーンの間封板のあるものは、封板の破れや締め付け部のゆるみがないかをチェックしてください。

7 ホース

- A 点検方法** 目視及び手で締め付けて確認すること。
B 判定方法 a 変形・損傷・老朽化などがなく、内部に詰まりがないこと。
 b 容器に緊結されていること。



※1 消火薬剤の漏れや固化による詰まりのあるものは内部点検を行い、消火薬剤量を点検すること。
 ※2 ホース取付ネジのゆるみは、締め直すこと。

◆チェックのポイント

- ① 特にホース内部（ブレード）に達するキズやひび割れがないか、また、ゴム質が著しく変化していないかをチェックしてください。
- ② 変形やつぶれなどで復元力がなくなっていないかをチェックしてください。

点検済証の例

点検を実施し、異常のないものに貼付します。

点検事業者用

点検事業者以外の者用



消火器の耐圧性能に関する点検方法(抜粋)

(平成22年12月22日消防予第557号)

第1 加圧方式の区分による確認の順序(例)

① 加圧式の消火器(化学泡消火器以外)	<ol style="list-style-type: none"> (1) 排圧栓のあるものはこれを開き、容器内圧を完全に排出する。 (2) キャップを外し、加圧用ガス容器等を取り出す。 (3) 消火薬剤を別の容器に移す。 (4) エアブロー等にて本体容器の内外を清掃し、本体容器内面及び外面に腐食又は防錆材料の脱落等がないかを確認する。 (5) ホース、加圧用ガス容器を取り外し、安全栓を引き抜く。 (6) 粉上り防止用封板を取り外す。 (7) 本体容器内を水道水で満水にし、レバーを握ったままの状態、キャップを締める。 (8) ホース接続部に耐圧試験用接続金具を加圧中に外れることのないよう確実に接続する。 (9) 保護栓等を消火器にかぶせ、耐圧試験機を接続する。 (10) 耐圧試験機を作動させ、各締め付け部及び接続部からの漏れがないことを確認しながら本体容器に表示された耐圧試験圧力値(「消火器の技術上の規格を定める省令」(昭和39年自治省令第27号)第12条第1項第1号に規定する試験に用いた圧力値。以下「所定の水圧」という。)まで、急激な昇圧を避け、圧力計で確認しながら徐々に昇圧する。 (11) 所定の水圧を5分間かけて、変形、損傷又は漏れのないことを確認する。 (12) 耐圧試験機の排圧栓から水圧を排除し、圧力計の指針が「0」になったのを確認してから本体容器内の水を排水する。 (13) 本体容器等の水分をウエス又はエアブロー等で除去する。 ※粉末消火薬剤にあっては水分が禁物であるので、乾燥炉等で十分に乾燥させ、本体容器内、サイホン管内、ガス導入管及びキャップ部分等に水分がないことを十分に確認すること。 (14) 本体容器等に水分がないことを確認した後、部品等の組付け、消火薬剤の充填等を行う。
② 加圧式の消火器(化学泡消火器)	<ol style="list-style-type: none"> (1) キャップを外し、内筒を取り出す。 (2) 消火薬剤を別の容器に移す。 (3) 本体容器の内外を水洗いし、本体容器内面及び外面に腐食又は防錆材料の脱落等がないかを確認する。 (4) ホースを取り外す。 (5) 本体容器内を水道水で満水にし、キャップを締める。 (6) ホース接続部に耐圧試験用接続金具を加圧中に外れることのないよう確実に接続する。 (7) 保護栓等を消火器にかぶせ、耐圧試験機を接続する。 (8) 耐圧試験機を作動させ、各締め付け部及び接続部からの漏れがないことを確認しながら所定の水圧まで、急激な昇圧を避け、圧力計で確認しながら徐々に昇圧する。 (9) 所定の水圧を5分間かけて、変形、損傷又は漏れのないことを確認する。 (10) 耐圧試験機の排圧栓から水圧を排除し、圧力計の指針が「0」になったのを確認してから本体容器内の水を排水する。 (11) 本体容器等の水分を、ウエス又はエアブロー等で除去する。 (12) 本体容器等に水分がないことを確認した後、部品等の組み付け、消火薬剤の充填等を行う。
③ 蓄圧式の消火器	<ol style="list-style-type: none"> (1) 指示圧力計の指針を確認する。 (2) 排圧栓のあるものはこれを開き、ないものは容器をさかさにしてレバーを徐々に握り、容器内圧を完全に排出する。 (3) 指示圧力計の指針が「0」になったのを確認してから、キャップを外す。 (4) 消火薬剤を別の容器に移す。 (5) エアブロー等にて本体容器の内外を清掃し、本体容器内面及び外面に腐食又は防錆材料の脱落等がないかを確認する。 (6) ホースを取り外す。 (7) 本体容器内を水道水で満水にし、レバーを握ったままの状態、キャップを締める。 (8) ホース接続部に耐圧試験用接続金具を加圧中に外れることのないよう確実に接続する。 (9) 保護栓等を消火器にかぶせ、耐圧試験機を接続する。 (10) 耐圧試験機を作動させ、各締め付け部及び接続部からの漏れがないことを確認しながら所定の水圧まで、急激な昇圧を避け、圧力計で確認しながら徐々に昇圧する。 (11) 所定の水圧を5分間かけて、変形、損傷又は漏れのないことを確認する。 (12) 耐圧試験機の排圧栓から水圧を排除し、圧力計の指針が「0」になったのを確認してから本体容器内の水を排水する。 (13) 本体容器等の水分をウエス又はエアブロー等で除去する。 ※粉末消火薬剤にあっては水分が禁物であるので、乾燥炉等で十分に乾燥させ、本体容器内、サイホン管内、ガス導入管及びキャップ部分等に水分がないことを十分に確認すること。 (14) 本体容器等に水分がないことを確認した後、部品等の組付け、消火薬剤の充填等を行う。

第2 平成26年3月31日までの間実施できる抜取り方式による確認試料の作成要領

次の抜取り方法によること。

- 1 確認試料(確認ロット)の作り方
器種(消火器の種類別)、種別(大型、小型の別)、加圧方式(加圧式、蓄圧式の別)の同一のものを1ロットとすること。
- 2 試料の抜取り方
3年で全数の確認が終了するよう概ね均等に製造年の古いものから抽出する。

第3 抜取り方式の場合の判定

1 欠陥がなかった場合	当該ロットは良とする。
2 欠陥があった場合	欠陥のあった試料は廃棄し、欠陥のあった試料と同一のメーカー、同一質量、同一製造年のもの全数について耐圧性能の確認を行うこと。ただし、当該欠陥が明らかに外部からの衝撃によるものと判断されるものは、この限りでない。

特性

を活かした併用設置が効果的



初期消火を行うためには、速効性のある粉末系消火器と浸透性のある水系消火器等の併用設置が効果的です。

消火器は、火災により適応・不適応があります！



最適な消火器があれば理想ですが、消火器は消火薬剤や放射方法によってそれぞれ消火特性が違うために適応する火災も異なり、適応しない火災もあります。

近年は建物自体も建物内にある可燃物も多種多様化しており、単にA、B、C火災と単純に区別できなくなり、1種類の消火器だけでは十分な消火効果をあげることも難しくなっています。

知っておきたい消火器の特性

●粉末系消火器

速効で火勢を抑えて消火します。浸透性がないので可燃物によっては再燃することがあります。放射時間が比較短的なので、火元を的確に狙うことが大事です。

●水系消火器

冷却効果が高く浸透性があり、再燃を防止します。放射時間が長いので落ち着いて消火できます。

●ガス系消火器

対象物に入り込み、窒息効果で素早く消火します。消火薬剤がガスなので電気施設や精密機械なども汚損しません。

下表は、消防庁・消火器消火特性検討委員会の実験調査による、建物火災における各種消火器の特性です。

それぞれの特性を理解したうえで、最も適応する消火器をバランスよく設置していただきたいものです。

●薬剤別火災種別対応表

項目	消火器種別	粉末系消火器				水系消火器			ガス系消火器
		ABC粉末消火器	強化液消火器	中性強化液消火器	機械泡消火器	水(潤滑剤等入)消火器	二酸化炭素消火器		
火災種別	燃焼物	ABC粉末消火器	強化液消火器	中性強化液消火器	機械泡消火器	水(潤滑剤等入)消火器	二酸化炭素消火器		
A火災 普通火災	木製品・紙・繊維製品・ゴム・樹脂など	○	○	○	○	○	×		
B火災 油火災	ガソリン・灯油・てんぷら油など	○	○	○	○	×	○		
C火災 電気火災	通電中のコンセントなど	○	○(霧状)	○(霧状)	×	○(霧状)	○		
消火薬剤の特長		リン酸アンモニウムを主成分とした微粉末で、炎の抑制効果が高く素早い消火ができます。	炭酸カリウムを主成分とした水溶液で、冷却と抑制効果により消火し、再燃焼を防止します。	優れた浸透性により、消火しにくい樹脂類や繊維類に効果があり、粉末消火器と併用すると効果的です。	油面を泡で被覆することで、油面から発生するガスを抑える窒息作用と冷却作用により消火します。	水に浸透性や再燃防止効果の高い成分などを添加したもののほか、純水を元にしたものもあります。	二酸化炭素ガスによる窒息作用により消火を行います。※窒息消火のため法令により設置場所が制限される場合があります。		
非常によく消火できるもの		一般的な燃焼物	天ぷら油火災	繊維、樹脂類など	ガソリン・灯油などの油類	精密機器など	—		



Point!

消火器の選択のポイント

①適応する火災を絵表示で確認



②消火器の役割範囲が天井に炎が到達する程度までの火災規模であることから、第1着火物若しくは第2着火物となりそうな可燃物に着目して、これに適応する消火器を選ぶ。

③一般家庭では、第1着火物となる可能性の高い天ぷら油や布団類に適応する消火器を優先して設置することが望ましい。

④密閉された小範囲内でガス系や粉末系消火器を使用する場合、消火作用以外の特性も十分考慮して選ぶ。

⑤火勢を抑えるために制炎性の大きい粉末系消火器を使う。続けて、再燃を防止するため冷却効果及び浸透性のある水系消火器を使う。

⑥消火性能に適した、できるだけ能力単位の大きいものを選ぶ。

消火器

にも使用期限があります



消火器ごとに本体に使用期限等が表示してあります。

使用期限の確認をお願いします！

●業務用消火器

「設計標準使用期限」と表示されています。
使用期限は、おおむね10年です。

●住宅用消火器

使用期限(期間)は、おおむね5年です。
※住宅用消火器は、薬剤の詰め替えができない構造となっています。

「使用期限」を過ぎた消火器は速やかに更新してください

使用期限を過ぎた消火器は破裂による人身事故の危険があります。放置せず速やかに新しい消火器に取り替えてください。特に、腐食、キズ、変形などがみられる消火器は、たとえ使用期限に達していなくても直ちに交換してください。

また、高温、多湿、腐食性ガスや潮風の当たるところでは、設計標準使用期限内でも、操作に支障を生ずることがあります。消火器を格納箱に入れるなどの保護をし、維持管理にご注意ください。

型式番号	消第23-00号
能力単位	A-3・B-7・C
使用温度範囲	-20℃～+40℃
薬剤質量	3.0kg
総質量	5.1kg
放射時間	約15秒(於20℃)
放射距離	3～6m(於20℃)
耐圧試験圧力値	1.8 MPa

消火器のリサイクルにご協力ください
●回収された消火器は、解体され各部材はリサイクルされています。
●当社は、消火器を適正に分別処理し97%以上がリサイクルされています。
●ご不用になった消火器を処分される場合は、お求めの販売店または製造元(ラベルに記載の電話番号)にお問い合わせください。

製造年

年

製造番号

設計標準使用期限 2025 年まで

設計上の標準使用期限を超えて使用されますと経年劣化によるけが等の事故に至るおそれがあります。

このように表示されています。

※このラベルは表示の一例です。

消火器は圧力容器です！

■放射には圧力が必要です

消火器は、本体容器内に充てんされた消火薬剤を圧力により放射し、消火を行う容器です。

消火薬剤を有効に放射するために強い圧力を必要とします。このため消火器の本体容器及びキャップは、この圧力に十分耐えるよう国の定める規格により製造され、また本体容器の内外面には耐食及び防錆加工を施して品質を確保しています。

■加圧式と蓄圧式があります

消火器には、本体容器の中に消火薬剤と加圧用ガス容器を内蔵した「加圧式」と、消火薬剤と圧力源を封入した「蓄圧式」があります。

■消火器の圧力の大きさ

特に加圧式は、消火器のレバーを握ると「加圧用ガス容器」の中のガスが本体容器内に充満し、本体容器の各部やキャップに強い圧力が働きます。これはプロパンガス容器よりもずっと高い圧力ですから、十分ご注意ください。腐食の進んだものや打こんのあるものは交換してください。

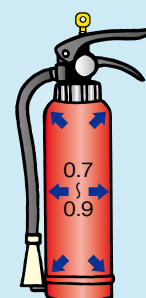
プロパンガス容器
(参考)

加圧式消火器

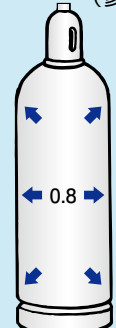


操作時
約1.0～1.5MPa
※レバーを握った瞬間に強い圧力がかかる!!

蓄圧式消火器



常時
約0.7～0.9MPa



常時
約0.8MPa

消火器リサイクルシールについて

●製造年の古い消火器について

現在お持ちの消火器を廃棄する場合、「既製品用消火器リサイクルシール」を指定引取場所あるいは特定窓口(消火器販売店等)で購入し、消火器に貼り付け、特定窓口や指定引取場所へお持ちください。

●最近製造の消火器について

2010年1月以降に製造されている消火器は、消火器リサイクルシール付で販売されています。詳細については消火器リサイクル推進センターのホームページをご覧ください。

(株)消火器リサイクル推進センターのホームページはこちら

<http://www.ferpc.jp/>



消火器

の回収はお近くの販売店へ

(株)消火器リサイクル推進センターのホームページからお近くの販売店を探ることができます。

<http://www.ferpc.jp/>

「リサイクル窓口検索」をクリック!



窓口は、**特定窓口**と**指定引取場所**の2種類です。

引き取りを依頼する場合は…?

直接持ち込む場合は…?

どちらでもOK!

特定窓口

消火器の引き取りを行える消火器販売店で、日本全国に約4,000社あります。

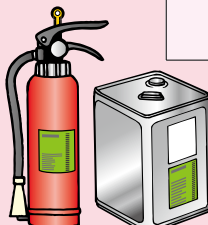
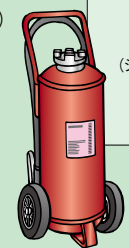


指定引取場所

消火器工業会が設営したもので、日本全国に約200か所あります。



廃消火器リサイクルシステム対象品目一覧表 (2014年8月改訂)

既販品用	新製品用	対象品目
小型類 (シール有効期限2年間) 	A グループ (シール有効期限12年間)	ABC粉末消火器 20型以下 (小型船舶用消火器含む) 住宅用消火器 下方放出型自動消火装置 (粉末タイプ) 強化液・機械泡消火器 8L以下 化学泡消火器 (手揚げ式) 二酸化炭素消火器 15型以下 下方放出型自動消火装置 (液体タイプ) ダクト消火装置用本体容器 BC粉末消火器 20型以下 (特殊火災用放射器含む)
		ハロン1301消火器 (消防環境ネットワーク関連費用除く) その他旧式消火器 (手揚げ式) 船舶用消火器 (持運び式・簡易式) 粉末消火薬剤 15kg缶入り 小型消火器用加圧ボンベ 1斗缶入り 大型消火器・移動式用加圧ガスボンベ 1.3L以下 小型消火器用ブラケット・設置台・BOX、消火用訓練器具 (訓練用消火器具)
大型類 (シール有効期限2年間) 	C グループ (シール有効期限20年間)	ABC粉末消火器 20型を超え200型以下 移動式粉末消火設備 33kg~45kgタイプ 二酸化炭素消火器 50型~100型 機械泡消火器 20L~40L 強化液消火器 20L~60L BC粉末消火器 20型を超え200型以下 (特殊火災用放射器含む)
	D グループ (シール有効期限20年間)	泡消火器 45L~200L パッケージ型消火設備 大型・移動式用消火器BOX 船舶用消火器 (移動式) 大型消火器・移動式用加圧ガスボンベ 13.4L以下 液体消火薬剤 (強化液、浸潤剤入り水、泡) ※20Lポリ缶入り ※PFOS、装置用泡原液は除く

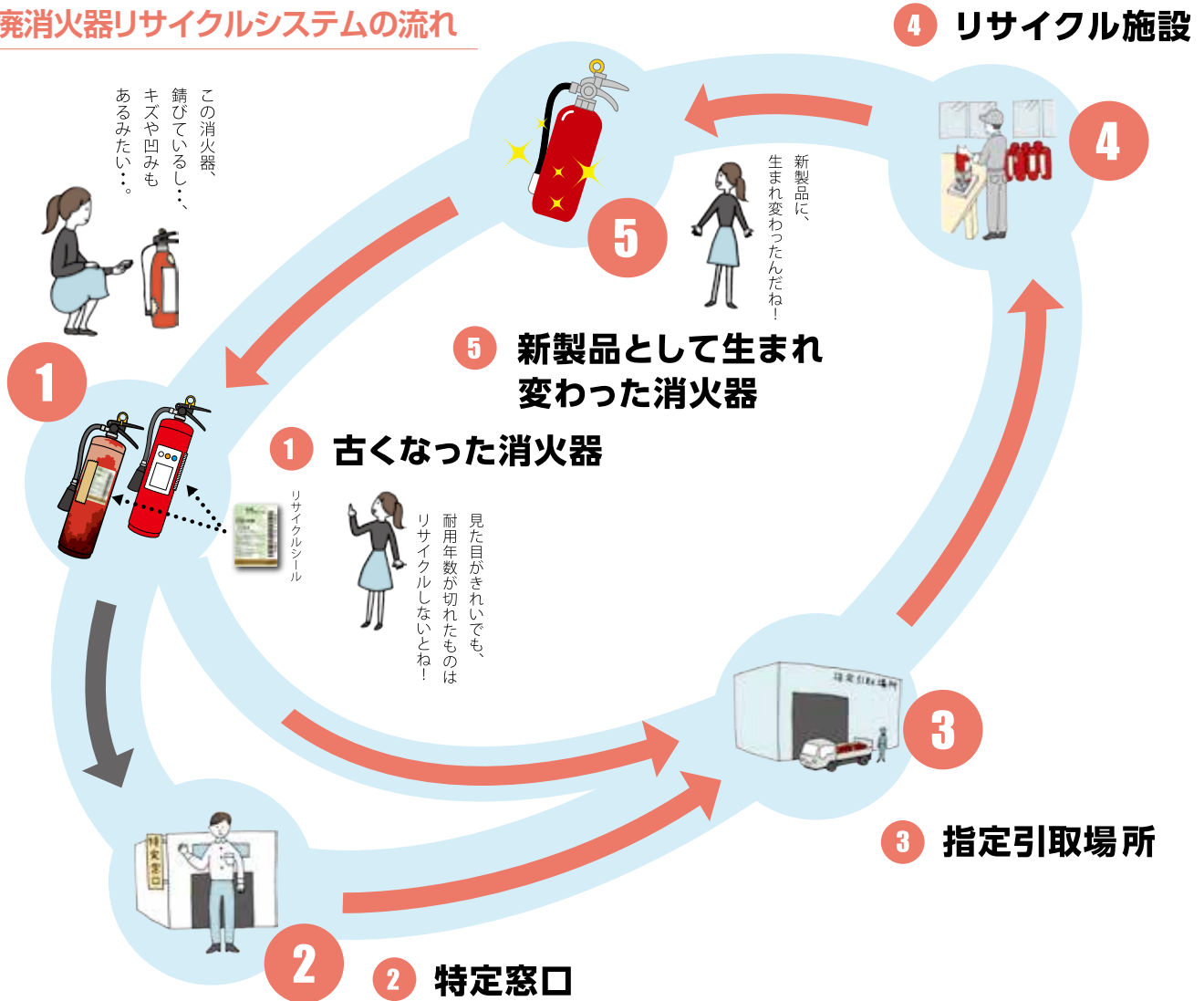
※特別管理産業廃棄物に該当する製品については新製品、既販品とも対象外となります。
 ※(一社)日本消火器工業会会員以外の製品は対象外となります。(義務者不存在製品に関しては別途お問い合わせ願います。)
 ※廃棄物処理法の改正、環境規制等により対象品目が変わる場合があります。
 ※消防環境ネットワーク関連費用についてはお取引のあるメーカーにお問い合わせください。

廃棄した消火器

は再資源化されています

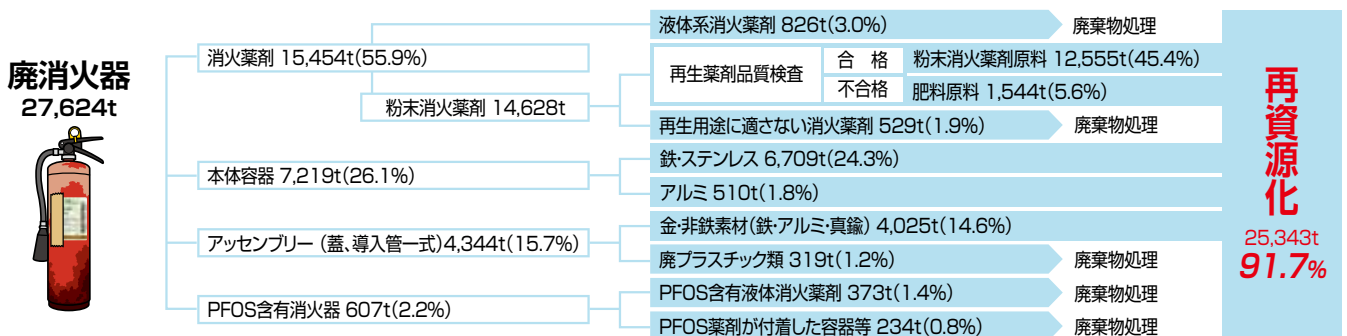
消火器の生産本数は、平成26年度において約568万本になっています。廃消火器の回収本数は462万本、回収率は過去最高の81%になっています。消火器の回収は、下図のような流れになっています。

廃消火器リサイクルシステムの流れ



回収された廃消火器の91.7%は再資源として有効利用されています(平成26年度)

廃消火器は、金属、ゴム、樹脂及び消火薬剤など素材ごとに分別されています。各素材ごとの内訳は下表のとおりです。



廃消火器のマテリアルフロー(廃消火器リサイクルシステム年次報告書 平成26年版より)

日本消火器工業会 会員会社(50音順)

正 会 員

●日進工業株式会社

〒110-0016 東京都台東区台東4-29-13
TEL 03(3834)1051 FAX 03(3833)3275

●日本ドライケミカル株式会社

〒135-0091 東京都港区台場2-3-1
トレードピアお台場17階
TEL 03(3599)9503 FAX 03(5530)3588

●株式会社初田製作所

〒573-1132 大阪府枚方市招提田近3-5
TEL 072(856)1281 FAX 072(856)1472

●株式会社丸山製作所

〒101-0047 東京都千代田区内神田3-4-15
TEL 03(3252)2271 FAX 03(3252)4724

●三津浜工業株式会社

〒144-0031 東京都大田区東蒲田2-19-12
TEL 03(3732)3641 FAX 03(3734)3789

●モリタ宮田工業株式会社

〒105-0014 東京都港区芝2-5-6
芝256スクエアビル8階
TEL 03(3798)5120 FAX 03(3798)5121

●株式会社モリタユージー

〒105-0014 東京都港区芝2-5-6
芝256スクエアビル8階
TEL 03(3798)5330 FAX 03(3798)5338

●ヤマトプロテック株式会社

〒108-0071 東京都港区白金台5-17-2
TEL 03(3446)7151 FAX 03(3446)7160

●YSB株式会社

〒537-0001 大阪府大阪市東成区深江北2-3-33
TEL 06(6976)7731 FAX 06(6976)7733

準 会 員

●株式会社旭製作所

〒339-0078 埼玉県さいたま市岩槻区掛7915
TEL 048(758)8071 FAX 048(758)8077

●エア・ウォーター防災株式会社

〒651-2271 兵庫県神戸市西区高塚台3-2-16
TEL 078(992)1406 FAX 078(993)4480

●セコム株式会社

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前1-5-1
TEL 03(5775)8100 FAX 03(5775)8902

●セコムアルファ株式会社

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-17-14 MSD20ビル
TEL 03(3351)5338 FAX 03(3351)5393

●株式会社日貿

〒103-0027 東京都中央区日本橋2-16-3
TEL 03(3279)6001 FAX 03(3279)6002

●ニッタン株式会社

〒151-8535 東京都渋谷区笹塚1-54-5
TEL 03(5333)8601 FAX 03(5333)8636

●日本消防設備株式会社

〒225-0005 神奈川県横浜市青葉区荏子田2-10-46
TEL 045(309)9064 FAX 045(911)2658

●日本炭酸瓦斯株式会社

〒120-0012 東京都足立区青井3-12-15
TEL 03(3849)1571 FAX 03(3800)6829

●能美防災株式会社

〒102-8277 東京都千代田区九段南4-7-3
TEL 03(3265)0211 FAX 03(3265)0246

●マルヤマエクセル株式会社

〒283-0044 千葉県東金市小沼田1624-1
TEL 0475(52)8755 FAX 0475(52)5999



一般社団法人 日本消火器工業会

〒111-0051
東京都台東区蔵前3-15-7
蔵前酒井ビル2階
TEL 03-3866-6258(代)
FAX 03-3864-5265

●消火器のご相談は…